



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (※については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則	
＊64 和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (市町村課).....	1
○ 人事委員会規則	
＊31 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	3
＊32 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	5
＊33 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	7
＊34 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則.....	8
＊35 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則.....	10
＊36 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	10
＊37 警察官の在宅勤務等手当に関する規則.....	11
＊38 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	12
＊39 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	18
○ 教育委員会規則	
＊20 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.....	27
○ 訓令	
＊26 出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令 (人事課).....	28
＊27 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (").....	29
○ 公営企業管理規程	
＊3 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程.....	29

規 則

和歌山県規則第64号

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則
和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則 (平成21年和歌山県規則第18号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
別表第 1 (第 3 条関係) <table><tr><td>区分</td><td>事務</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>5 略</td><td>略</td></tr></table>	区分	事務	略		5 略	略	別表第 1 (第 3 条関係) <table><tr><td>区分</td><td>事務</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>5 略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>6 条例別表第 1 第 6 項に規</u></td><td><u>支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u></td></tr></table>	区分	事務	略		5 略	略	<u>6 条例別表第 1 第 6 項に規</u>	<u>支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u>
区分	事務														
略															
5 略	略														
区分	事務														
略															
5 略	略														
<u>6 条例別表第 1 第 6 項に規</u>	<u>支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u>														

	<u>定する規則で定める事務</u>	(1) <u>受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u> (2) <u>保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。別表第2の6の項から8の項までにおいて同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</u> (1) <u>保護を必要とする状態にある外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</u> (2) <u>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u> (3) <u>外国人に対する生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</u> (4) <u>外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u> (5) <u>外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</u> (6) <u>外国人に対する生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる被保護者に関する情報の収集又は整理に関する事務</u> (7) <u>外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる被保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</u> (8) <u>外国人に対する生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存</u>
<u>7 条例別表第1第7項に規定する規則で定める事務</u>		
<u>8 条例別表第1第8項に規定する規則で定める事務</u>		

別表第 2 (第 4 条関係)

区分	事務
略	
4 略	略
<u>5</u> 条例別表第 2 教育委員会の部 5 の項に規定する規則で定める事務	(1) 略 (2) 保護者等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成 22 年法律第 18 号) 第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。) の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
<u>6</u> ・ <u>7</u> 略	

別表第 2 (第 4 条関係)

区分	事務
略	
4 略	略
<u>5</u> 条例別表第 2 教育委員会の部 5 の項に規定する規則で定める事務	支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
<u>6</u> 条例別表第 2 教育委員会の部 6 の項に規定する規則で定める事務	(1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
<u>7</u> 条例別表第 2 教育委員会の部 7 の項に規定する規則で定める事務	(1) 受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 (2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
<u>8</u> 条例別表第 2 教育委員会の部 8 の項に規定する規則で定める事務	(1) 略 (2) 保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
<u>9</u> ・ <u>10</u> 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第 31 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 10 月 3 日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和 32 年和歌山県人事委員会規則第 23 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当)

第10条 略

2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

- (1) 条例第5条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この項及び第6項において「休日等」という。）が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられ、条例第19条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）第3条第2項に規定する週休日の振替等という。次号において同じ。）により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア 交替制等勤務職員（勤務時間条例第3条第3項の規定により週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。ア及び第6項において同じ。）のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振られた職員並びに勤務時間条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた職員をいう。イ及び次号において同じ。）以外の職員

(7)・(イ) 略

イ 交替制等勤務職員

(7) 略

- (イ) 当該週の勤務時間が38時間45分に当該休日等勤務時間を加えた時間を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以上であるとき 38時間45分に当該休日等勤務時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間

(7) 略

(2) 略

3～11 略

別記第1号様式（第13条の8関係）

一時差止処分書

略

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）(7)（期末手当・期末手当及び勤勉手当）の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(イ) に対し

(超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当)

第10条 略

2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

- (1) 条例第5条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この項及び第6項において「休日等」という。）が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられ、条例第19条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等（勤務時間条例第5条の規定により、勤務日（勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日という。以下この項において同じ。）のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア 交替制等勤務職員（勤務時間条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた職員をいう。以下同じ。）以外の職員

(7)・(イ) 略

イ 交替制等勤務職員

(7) 略

- (イ) 当該週の勤務時間が38時間45分に当該休日等勤務時間を加えた時間を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分を超えるとき 38時間45分に当該休日等勤務時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間

(7) 略

(2) 略

3～11 略

別記第1号様式（第13条の8関係）

一時差止処分書

略

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）(7)（期末手当・期末手当及び勤勉手当）の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(イ) に対してこの処分の取消しを

てこの処分の取消しを申し立てることができる。
。また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(ウ))提起することができる(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。
備考 略

申し立てることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(ウ))提起することができる(なお、この処分書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。
備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の職員の給与に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の給与に関する規則の様式によるものとみなす。

和歌山県人事委員会規則第32号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月3日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(超過勤務手当及び休日勤務手当) 第12条 略 2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。 (1) 条例第5条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等(以下この項及び第6項において「休日等」という。)が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)中に勤務することを命ぜられ、条例第18条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等(職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)第3条第2項に規定する週休日の振替等をいう。次号において同じ。)により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間	(超過勤務手当及び休日勤務手当) 第12条 略 2 条例第17条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。 (1) 条例第5条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等(以下この項及び第6項において「休日等」という。)が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)中に勤務することを命ぜられ、条例第18条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等(勤務時間条例第5条の規定により、勤務日(勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。)のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)に変更

ア 交替制等勤務職員（勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により週休日（同条第 1 項に規定する週休日をいう。ア及び第 6 項において同じ。）のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振られた職員並びに勤務時間条例第 4 条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた職員をいう。イ及び次号において同じ。）以外の職員

(7)・(イ) 略

イ 交替制等勤務職員

(7) 略

(イ) 当該週の勤務時間が 38 時間 45 分に当該休日等勤務時間を加えた時間を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が 38 時間 45 分以上であるとき 38 時間 45 分に当該休日等勤務時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間

(ウ) 略

(2) 略

3～11 略

別記第 1 号様式（第 14 条の 8 関係）

一 時 差 止 処 分 書

略

教育職員の給与に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 52 号）(7)（期末手当・期末手当及び勤勉手当）の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(イ) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に和歌山県を被告として（被告を代表する者は (ウ)）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

備考 略

して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち 4 時間若しくは 3 時間 45 分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該 4 時間若しくは 3 時間 45 分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間

ア 交替制等勤務職員（勤務時間条例第 4 条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた職員をいう。以下同じ。）以外の職員

(7)・(イ) 略

イ 交替制等勤務職員

(7) 略

(イ) 当該週の勤務時間が 38 時間 45 分に当該休日等勤務時間を加えた時間を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が 38 時間 45 分を超えるとき 38 時間 45 分に当該休日等勤務時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間

(ウ) 略

(2) 略

3～11 略

別記第 1 号様式（第 14 条の 8 関係）

一 時 差 止 処 分 書

略

教育職員の給与に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 52 号）(7)（期末手当・期末手当及び勤勉手当）の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(イ) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に和歌山県を被告として（被告を代表する者は (ウ)）提起することができる（なお、この処分書を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

備考 略

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の教育職員の給与に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の教育職員の給与に関する規則の様式によるものとみなす。

和歌山県人事委員会規則第33号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月3日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当) 第9条 略 2 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。 (1) 条例第4条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この項及び第6項において「休日等」という。）が属する週に、警察官が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられ、条例第17条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）第3条第2項に規定する週休日の振替等をいう。次号において同じ。）により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる警察官の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間 ア 交替制等勤務警察官（勤務時間条例第3条第3項の規定により週休日（同条第1項に規定する週休日をいう。ア及び第6項において同じ。）のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振られた警察官並びに勤務時間条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた警察官をいう。イ及び次号において同じ。）以外の警察官 (7)・(1) 略 イ 交替制等勤務警察官 (7) 略 (1) 当該週の勤務時間が38時間45分に当該	(超過勤務手当、夜勤手当及び休日勤務手当) 第9条 略 2 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。 (1) 条例第4条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等（以下この項及び第6項において「休日等」という。）が属する週に、警察官が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命ぜられ、条例第17条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等（勤務時間条例第5条の規定により、勤務日（勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。）のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。）に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる警察官の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間 ア 交替制等勤務警察官（勤務時間条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた警察官をいう。以下同じ。）以外の警察官 (7)・(1) 略 イ 交替制等勤務警察官 (7) 略 (1) 当該週の勤務時間が38時間45分に当該

休日等勤務時間を加えた時間を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以上であるとき 38時間45分に当該休日等勤務時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間

(ウ) 略

(2) 略

3～11 略

別記第1号様式(第14条の8関係)

一時差止処分書

略

警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号) (7) (期末手当・期末手当及び勤勉手当)の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(イ)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(ウ))提起することができる(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

備考 略

休日等勤務時間を加えた時間を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分を超えるとき 38時間45分に当該休日等勤務時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間

(ウ) 略

(2) 略

3～11 略

別記第1号様式(第14条の8関係)

一時差止処分書

略

警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号) (7) (期末手当・期末手当及び勤勉手当)の支給を一時差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(イ)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(ウ))提起することができる(なお、この処分書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の警察職員の給与に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の警察職員の給与に関する規則の様式によるものとみなす。

和歌山県人事委員会規則第34号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月3日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤務期間) 第 4 条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)～(11) 略 (12) 勤務時間条例第13条の規定による病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者（次項において「退職派遣者」という。）若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病によるものを除く。）により勤務しなかった期間（第5項において「病気休暇の期間」という。）から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日、<u>同条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合においてその勤務しなかった全期間</u> (13)～(16) 略 3・4 略 5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 前号の場合における病気休暇の期間及び介護休暇の期間並びに第2項第12号及び第13号に定める30日を計算する場合は、次に定めるところによる。 ア 略 イ 勤務時間条例第3条第2項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあっては、算定期間における勤務時間数を算定期間における同項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間）となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の勤務時間条例第8条の4第1項に規定する勤務日等については、<u>日を単位とせず、1時間を単位として取り扱うものとする。</u> (4)～(6) 略	(勤務期間) 第 4 条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1)～(11) 略 (12) 勤務時間条例第13条の規定による病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年和歌山県条例第5号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣条例第3条第1号に規定する派遣職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者（次項において「退職派遣者」という。）若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病によるものを除く。）により勤務しなかった期間（第5項において「病気休暇の期間」という。）から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日、<u>勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合においてその勤務しなかった全期間</u> (13)～(16) 略 3・4 略 5 前各項の期間の計算については、次に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 前号の場合における病気休暇の期間及び介護休暇の期間並びに第2項第12号及び第13号に定める30日を計算する場合は、次に定めるところによる。 ア 略 イ 勤務時間条例第3条第2項の規定により勤務時間が1日につき7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあっては、算定期間における勤務時間数を算定期間における同項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間）となるように割り振られた日又はこれに相当する日以外の同項、<u>勤務時間条例第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日については、1時間を単位として取り扱うものとする。</u> (4)～(6) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第35号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月3日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（支給要件） 第3条 略 2 前項に規定する勤務を要する日は、次の各号に掲げる日に該当しない日をいう。ただし、条例第9条第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員の勤務を要する日は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員の勤務を要する日は勤務時間条例第2条第2項の規定により、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員の勤務を要する日は勤務時間条例第2条第4項の規定によりそれぞれの規定により月の初日から末日までの間に勤務を要することとされた日とする。 (1) 略 (2) 勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく<u>週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日</u>	（支給要件） 第3条 略 2 前項に規定する勤務を要する日は、次の各号に掲げる日に該当しない日をいう。ただし、条例第9条第3項に規定する定年前三任用短時間勤務職員の勤務を要する日は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員の勤務を要する日は勤務時間条例第2条第2項の規定により、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員の勤務を要する日は勤務時間条例第2条第4項の規定によりそれぞれの規定により月の初日から末日までの間に勤務を要することとされた日とする。 (1) 略 (2) 勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく<u>週休日</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第36号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月3日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の	（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の

基準)
第6条・第7条 略

第8条 条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第11条の2第4項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 略

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(在宅勤務等手当を支給される警察官、交替制勤務に従事する警察官その他の警察官にあっては、1箇月当たりの平均通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 略

2 略

(定年前再任用短時間勤務警察官等に係る通勤手当の減額)

第8条の2 条例第13条第2項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下この項において「育児休業条例」という。))第21条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。))又は第29条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の人事委員会規則で定める警察官は、1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない警察官とする。

2 条例第13条第2項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

基準)
第6条・第7条 略

第8条 条例第13条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第11条の2第4項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 略

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する警察官等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

(3) 略

2 略

(定年前再任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官及び高齢者部分休業警察官に係る通勤手当の減額)

第8条の2 条例第13条第2項(職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。))第21条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。))又は第29条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の人事委員会規則で定める警察官は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない警察官とし、同項の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第37号

警察官の在宅勤務等手当に関する規則を次のように定める。

令和7年10月3日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の在宅勤務等手当に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号。以下「条例」という。)第13条の3の規定に基づき、警察官の在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(在宅勤務等の場所)

第2条 条例第13条の3第1項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 警察官の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))又は2親等内の親族の住居
 - (2) 前号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの
- (正規の勤務時間から除かれる時間)

第3条 条例第13条の3第1項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第8条の4第1項に規定する超勤代休時間又は条例第4条第1号に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られ

た勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第4条 条例13条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、3箇月とする。

(確認)

第5条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第13条の3第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の警察官たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による確認を行う場合において必要と認めるときは、警察官に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第6条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した警察官には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

3 警察官がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に警察官が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、警察官の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

(支給期間等)

第7条 警察官が新たに条例第13条の3第1項の警察官たる要件を具備すると認められた場合には、同項の人事委員会規則で定める期間以上の期間について在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている警察官が同項の警察官たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第38号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月3日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記第25号様式（第21条関係） （表面） 退職手当支給制限処分書 略 職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第17条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は 一部を支給しないこととする処分として、下記	別記第25号様式（第21条関係） （表面） 退職手当支給制限処分書 略 職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第17条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は 一部を支給しないこととする処分として、下記

の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は ※)提起することができる(この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

。略

(裏面)

略

備考 略

別記第26号様式(第21条関係)

(表面)

退職手当支給制限処分書

略

職員の退職手当に関する条例 第17条第1項
第17条第2項

の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は ※)提起することができる(この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

。略

(裏面)

略

備考 略

別記第27号様式(第22条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

略

職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差

の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は ※)提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

。略

(裏面)

略

備考 略

別記第26号様式(第21条関係)

(表面)

退職手当支給制限処分書

略

職員の退職手当に関する条例 第17条第1項
第17条第2項

の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は ※)提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

。略

(裏面)

略

備考 略

別記第27号様式(第22条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

略

職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差

し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができる(この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略

(裏面)

略

備考 略

別記第28号様式(第22条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

略

職員の退職手当に関する条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができる(この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略

(裏面)

略

備考 略

し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができ、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略

(裏面)

略

備考 略

別記第28号様式(第22条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

略

職員の退職手当に関する条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができ、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(2))提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略

(裏面)

略

備考 略

別記第29号様式 (第22条関係)
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

職員の退職手当に関する条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は (2)) 提起することができる(この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略

(裏面)

略

備考 略

別記第30号様式 (第22条関係)
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

職員の退職手当に関する条例第16条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は (2)) 提起することができる(この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

別記第29号様式 (第22条関係)
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

職員の退職手当に関する条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができ、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は (2)) 提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略

(裏面)

略

備考 略

別記第30号様式 (第22条関係)
(表面)

退職手当支払差止処分書

略

職員の退職手当に関する条例第16条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができ、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は (2)) 提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略

(裏面)

略

備考 略

別記第33号様式 (第23条関係)
(表面)
退職手当返納命令書

略

職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は ※)提起することができる(この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略

(裏面)

略

備考 略

別記第34号様式 (第23条関係)
(表面)
退職手当返納命令書

略

職員の退職手当に関する条例 第18条第1項
第19条第1項

の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は ※)提起することができる(この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略

(裏面)

略

備考 略

別記第33号様式 (第23条関係)
(表面)
退職手当返納命令書

略

職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は ※)提起することができる(この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

略

(裏面)

略

備考 略

別記第34号様式 (第23条関係)
(表面)
退職手当返納命令書

略

職員の退職手当に関する条例 第18条第1項
第19条第1項

の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は ※)提起することができる(この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

。略

(裏面)

略

備考 略

別記第35号様式 (第24条関係)

(表面)

職員の退職手当に関する条例第20条
第1項に規定する懲戒免職等処分を
受けるべき行為をしたことを疑うに
足りる相当な理由がある旨の通知書

略

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職した者が失業手当受給可能者であった場合においては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

略

(裏面)

略

備考 略

別記第36号様式 (第25条関係)

(表面)

退職手当相当額納付命令書

略

職員 第20条第1項
の退職手当に関する条例 第20条第2項
第20条第3項

の規定により、退職手当の受給者に対し既に

支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として（被告を代表する者は ※）提起することができる（この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分

。略

(裏面)

略

備考 略

別記第35号様式 (第24条関係)

(表面)

職員の退職手当に関する条例第20条
第1項に規定する懲戒免職等処分を
受けるべき行為をしたことを疑うに
足りる相当な理由がある旨の通知書

略

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職した者が失業手当受給可能者であった場合においては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

略

(裏面)

略

備考 略

別記第36号様式 (第25条関係)

(表面)

退職手当相当額納付命令書

略

職員 第20条第1項
の退職手当に関する条例 第20条第2項
第20条第3項

の規定により、退職手当の受給者に対し既に

支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として（被告を代表する者は ※）提起することができる（この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分

の取消しの訴えを提起することはできない。)

。略

(裏面)

略

備考 略

別記第37号様式(第25条関係)

(表面)

退職手当相当額納付命令書

略

職員の退職手当に関する条例 第20条第4項
第20条第5項

の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令があったことを知った日から6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は ※)提起することができる(この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

。略

(裏面)

略

備考 略

の取消しの訴えを提起することはできない。)

。略

(裏面)

略

備考 略

別記第37号様式(第25条関係)

(表面)

退職手当相当額納付命令書

略

職員の退職手当に関する条例 第20条第4項
第20条第5項

の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は ※)提起することができる(この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

。略

(裏面)

略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則の様式によるものとみなす。

和歌山県人事委員会規則第39号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月3日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章 略 第 2 章 正規の勤務時間等 (第 1 条の 3—第 5 条) 第 3 章～第 6 章 略 附則 第 2 章 略 (条例第 3 条第 3 項の適用除外職員) 第 1 条の 3 条例第 3 条第 3 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児短時間勤務職員等 (条例第 2 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。) (2) 定年前再任用短時間勤務職員 (条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。) (3) 任期付短時間勤務職員 (条例第 2 条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。) (4) 県立学校又は市町村立学校に勤務する職員 (学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則 (平成 14 年和歌山県教育委員会規則第 2 号) 第 2 条第 1 項各号に掲げる職員を除く。) (5) 警察学校において教育訓練を受けている職員 (条例第 3 条第 3 項の規定による勤務時間の割振り等の基準等) 第 1 条の 4 任命権者は、勤務時間の割振り等 (条例第 3 条第 3 項の規定による勤務時間を割り振らない日 (同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第 3 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項第 19 号及び第 20 号を除き、以下同じ。)) の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第 1 条の 7 までにおいて同じ。) を行う場合には、条例第 3 条第 3 項に規定する申告 (以下この項、第 1 条の 6 及び第 1 条の 7 において「申告」という。) を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。 (1) 第 1 条の 8 に規定する単位期間 (以下この号及び第 1 条の 6 において「単位期間」という。) をその初日から 1 週間ごとに区分した各期間 (単位期間が 1 週間である場合にあつては、単位期間。次号において「区分期間」という。) につき 1 日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。 (2) 1 日につき 4 時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、区分期間 (勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。) につき 1 日を限度として職員が指定する日 (第 4 号において「特例対象日」という。) については、4 時間未満の勤務時間を割り振ることができること。 (3) 前 2 号の規定にかかわらず、休日 (条例第 9 条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。) その他人事委員会の定める日については、7 時間 45 分の勤務時間を割り振ること。	目次 第 1 章 略 第 2 章 正規の勤務時間等 (第 2 条—第 5 条) 第 3 章～第 6 章 略 附則 第 2 章 略

(4) 月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までの間において、標準休憩時間（任命権者が、職員の休憩時間、業務内容その他の事項を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。）を除いて連続するように、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。

(5) 始業の時刻を午前7時以後に、終業の時刻を午後10時以前に設定すること。

2 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事委員会の定める場合に係る条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振りについては、人事委員会の定めるところにより、前項第4号に掲げる基準によらないことができるものとする。

3 任命権者は、第1項各号（第1号及び第3号を除く。）に掲げる基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事委員会と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが人事委員会が定める基準に適合するものであるときは、当該人事委員会との協議を要しないものとする。

（条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振り等の変更）

第1条の5 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

(1) 条例第3条第3項に規定する申告及び第3条の2第4項に規定する休憩時間の申告があった場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

(2) 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事委員会の定めるところにより変更するとき。

（条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振り等の申告）

第1条の6 申告は、第1条の4の規定に適合するように、希望する勤務時間を割り振らない日並びに始業及び終業の時刻並びに単位期間を明らかにしてしなければならない。

（申告・割振り簿）

第1条の7 申告及び勤務時間の割振り等は、申告・割振り簿により行うものとし、申告・割振り簿に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（単位期間）

第1条の8 条例第3条第3項の人事委員会規則で定める期間（以下この条において「単位期間」という。）は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間とし、単位期間の初日は日曜日とする。

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例

第5条第1項に規定する勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 略

(週休日の振替等)

第3条 条例第5条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項並びに次項第3号及び第4号において同じ。)の人事委員会規則で定める期間は、同条第1項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替等(次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項、第4条第2項及び第27条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日(条例第3条第3項及び条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第14条第1項第19号及び第20号において同じ。)が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第8条の4第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(1) 週休日の振替(条例第5条第1項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)

(2) 勤務時間を割り振らない日の振替(条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。)

(3) 4時間の勤務時間の割振り変更(条例第5条第1項の規定に基づき勤務日(4時間又は3時間45分の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項及び第4項において同じ。)

(4) 3時間45分の勤務時間の割振り変更(条例第5条第1項の規定に基づき勤務日の勤務時間のうち3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項及び第4項において同じ。)

3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更又は3時間45分の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

4 略

第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 略

(週休日の振替等)

第3条 条例第5条の人事委員会規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は4時間等の勤務時間の割振り変更(同条の規定により勤務日(4時間又は3時間45分の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち4時間又は3時間45分の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間又は3時間45分の勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は4時間等の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第8条の4第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、4時間等の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

4 略

(休憩時間)

第 3 条の 2 条例第 6 条第 2 項第 1 号に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3) 略

2 条例第 6 条第 2 項第 2 号に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 職員が臨時に条例第 15 条第 1 項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護するために必要であり、かつ、公務の運営に支障を生じないと認める場合

(3) 略

3 条例第 6 条第 2 項第 3 号に規定する場合は、任命権者が条例第 3 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振る場合とする。

4 任命権者は、条例第 3 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振る場合には、職員からの休憩時間の申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事委員会の定めるところにより、当該申告と異なる休憩時間を置くことができるものとする。

5 前項に規定する休憩時間の申告は、条例第 3 条第 3 項に規定する申告をする際に、併せて、第 1 条の 7 に規定する申告・割振り簿により、条例第 6 条第 1 項及び第 1 条の 4 の規定に適合するように、休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻を明らかにしてしなければならない。

6 任命権者は、第 1 項各号、第 2 項各号又は第 3 項のいずれかに該当する場合において、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをするときは、あらかじめ人事委員会と協議して、当該別段の定めを適用を受ける職員の範囲及び当該職員への休憩時間の付与の方法を定めなければならない。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第 4 条 略

2 任命権者は、条例第 3 条第 3 項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行った場合には、人事委員会の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第 5 条 第 2 条の規定は、育児短時間勤務職員等には適用しない。

(宿日直勤務)

第 6 条 略

2 任命権者は、休日又は国の行事の行われる日で人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第 7 条 略

(休憩時間)

第 3 条の 2 条例第 6 条第 2 項第 1 号の規定により休憩時間を一斉に与えないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3) 略

2 条例第 6 条第 2 項第 2 号の規定により休憩時間を一斉に与えないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 職員が臨時に条例第 15 条第 1 項に規定する要介護者を介護するために必要であり、かつ、公務の運営に支障を生じないと認める場合

(3) 略

3 任命権者は、第 1 項各号又は前項各号のいずれかに該当する場合において、休憩時間を一斉に与えないこととするときは、あらかじめ人事委員会と協議して、休憩時間の一斉付与の除外の対象となる職員の範囲及び当該職員への休憩時間の付与の方法を定めなければならない。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第 4 条 略

2 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、人事委員会の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第 5 条 第 2 条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

(宿日直勤務)

第 6 条 略

2 任命権者は、条例第 9 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）又は国の行事の行われる日で人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第 7 条 略

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第 8 条 略

- 2 任命権者は、育児短時間勤務職員等、定年
前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務
職員に超過勤務を命ずる場合には、育児短時間
勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び
任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時
勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間
より短く定められている趣旨に十分留意しなけ
ればならない。

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第 8 条の 3 略

2～5 略

- 6 第 1 項の請求がされた後早出遅出勤務開始日
とされた日の前日までに、次の各号に掲げるい
ずれかの事由が生じた場合には、当該請求はさ
れなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子(地方公務員の育児休業
等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以
下「育児休業法」という。)第 2 条第 1 項に
おいて子に含まれるものとされる者(第 4 号
、第 8 条の 5 第 5 項第 4 号及び第 8 条の 6 第
7 項第 4 号において「特別養子縁組の成立前
の監護対象者等」という。)を含む。第 14 条
第 1 項第 16 号及び第 15 条第 1 項第 2 号を除き
、以下同じ。)が死亡した場合

- (2)・(3) 略

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監
護対象者等が民法(明治 29 年法律第 89 号)第
817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家
事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の
成立の審判が確定した場合を除く。)又は養

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第 8 条 略

- 2 任命権者は、育児短時間勤務職員等、定年
前再任用短時間勤務職員(条例第 2 条第 3 項に規
定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以
下同じ。)及び任期付短時間勤務職員(同条第
4 項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。
以下同じ。)に超過勤務を命ずる場合には、育
児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務
職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時
間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の
勤務時間より短く定められている趣旨に十分留
意しなければならない。

(育児を行う職員の早出遅出勤務に係る要件)

第 8 条の 3 条例第 8 条の 2 第 1 項第 2 号の人事
委員会規則で定める職員は、次の各号のいづれ
かに該当する職員とする。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6
条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサ
ービスを行う事業若しくは同法第 6 条の 3 第
2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行
う施設、同条第 14 項に規定する子育て援助活
動支援事業における同項各号に掲げる援助を
行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律(平成 17 年法律
第 123 号)第 77 条に規定する地域生活支援事
業として実施する日中における一時的な見守
り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助
事業である学校・家庭・地域の連携による教
育支援活動促進事業として実施する放課後等
における学習その他の活動を行う場所にその
子(育児休業法第 2 条第 1 項において子に含
まれるものとされる者(以下「特別養子縁組
の成立前の監護対象者等」という。)を含む
。第 14 条第 1 項第 16 号及び第 15 条第 1 項第 2
号を除き、以下同じ。)(各事業を利用する
ものに限る。)を出迎えるために赴き、又は
見送るために赴く職員

- (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別
支援学校の小学部に就学しているその子をそ
の住居以外の場所に出迎えるために赴き、又
は見送るために赴く職員(前号に掲げる職員
を除く。)

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第 8 条の 4 略

2～5 略

- 6 第 1 項の請求がされた後早出遅出勤務開始日
とされた日の前日までに、次の各号に掲げるい
ずれかの事由が生じた場合には、当該請求はさ
れなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合

- (2)・(3) 略

- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監
護対象者等が民法(明治 29 年法律第 89 号)第
817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家
事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の
成立の審判が確定した場合を除く。)又は養

子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 略

7～10 略

第8条の4 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第8条の5 略

2・3 略

4 第8条の3第5項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

5～9 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条の6 略

2～5 略

6 第8条の3第5項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

7～11 略

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条の7 第8条の3(第6項第3号から第5号までを除く。)、第8条の5(第5項第3号から第5号までを除く。)及び前条の規定(第7項第3号から第5号までを除く。)は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の3第6項第1号中「子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第2条第1項において子に含まれるものとされる者(第4号、第8条の5第5項第4号及び第8条の6第7項第4号において「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第14条第1項第16号及び第15条第1項第2号を除き、以下同じ。)」とあり、並びに第8条の5第5項第1号及び前条第7項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第8条の3第6項第2号、第8条の5第5項第2号及び前条第7項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第8項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第8条の8 略

(年次有給休暇の日数)

第10条～第10条の4 略

第10条の5 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下この条において「勤務形態」という。))が変更されるときは当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときに

子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 略

7～10 略

第8条の5 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第8条の6 略

2・3 略

4 第8条の4第5項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

5～9 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条の7 略

2～5 略

6 第8条の4第5項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

7～11 略

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条の8 第8条の4(第6項第3号から第5号までを除く。)、第8条の6(第5項第3号から第5号までを除く。)及び前条の規定(第7項第3号から第5号までを除く。)は、条例第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の4第6項第1号、第8条の6第5項第1号及び前条第7項第1号中「子」とあるのは「条例第15条第1項に規定する要介護者」と、第8条の4第6項第2号、第8条の6第5項第2号及び前条第7項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「条例第15条第1項に規定する要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第8項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第8条の9 略

(年次有給休暇の日数)

第10条～第10条の4 略

第10条の5 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。))が変更されるときは当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日

あつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に
 応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に
 応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。次号において同じ。）（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2)～(4) 略

2 略

(特別休暇)

第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(18) 略

- (19) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の6月から10月までの期間内において、週休日、勤務時間を割り振らない日、条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
- (20) 人事委員会が定める長年にわたって勤務した職員が、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 人事委員会が定める期間内において、週休日、勤務時間を割り振らない日、休日及び代休日を除いて連続する3日の範囲内の期間

(21)～(24) 略

2～4 略

(第2章から第4章までの規定についての別段の定め)

第27条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第1条の4第1項及び第2項、第2条、第3条、第8条の8第1項及び第3項並びに第9条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日

数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に
 応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に
 応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2)～(4) 略

2 略

(特別休暇)

第14条 条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(18) 略

- (19) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の6月から10月までの期間内において、週休日、条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
- (20) 人事委員会が定める長年にわたって勤務した職員が、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 人事委員会が定める期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて連続する3日の範囲内の期間

(21)～(24) 略

2～4 略

(第2章及び第4章の規定についての別段の定め)

第27条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条及び第9条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割り振り、週休日の振替等又は代休日の指定について

勤務時間を割り振らない日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

別記第 1 号様式 (第 8 条の 3、第 8 条の 5、第 8 条の 6 及び第 8 条の 7 関係)

- ☐ 早出遅出勤務請求書
- ☐ 深夜勤務制限請求書
- ☐ 時間外勤務制限請求書

略

(注)

1 について

- (1) 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 8 条の 3 第 6 項第 1 号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入する。

(2) 略

略

略

別記第 2 号様式 (第 8 条の 3、第 8 条の 5、第 8 条の 6 及び第 8 条の 7 関係)

略

別段の定めをすることができる。

別記第 1 号様式 (第 8 条の 4、第 8 条の 6、第 8 条の 7 及び第 8 条の 8 関係)

- ☐ 早出遅出勤務請求書
- ☐ 深夜勤務制限請求書
- ☐ 時間外勤務制限請求書

略

(注)

1 について

- (1) 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 8 条の 3 に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入する。

(2) 略

略

4 について

子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前の日を早出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。

略

別記第 2 号様式 (第 8 条の 4、第 8 条の 6、第 8 条の 7 及び第 8 条の 8 関係)

略

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年和歌山県人事委員会規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年和歌山県人事委員会規則第 39 号）による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第 1 条の 3 第 2 号に規定する定年前三任用短時間勤務職員（次項において「定年前三任用短時間勤務職員」という。）とみなして</u>	附 則 (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を改正法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、<u>この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）第 8 条第 2 項に規定する定年前三任用短時間勤務職員（次項において「定年前三任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第 10 条の 3 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）及び第 4 項の規定を適用する。</u>

、新規則第10条の3第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第4項の規定を適用する。

- 3 改正法附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第1条の3(第2号に係る部分に限る。)、第8条第2項、第10条第1号及び第2号、第10条の2、第10条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)、第10条の4並びに第10条の5第1項第1号及び第2号の規定を適用する。

- 3 改正法附則第6条第1項又は第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第8条第2項、第10条第1号及び第2号、第10条の2、第10条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)、第10条の4並びに第10条の5第1項第1号及び第2号の規定を適用する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第20号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年10月3日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当) 第9条の2 略 2 条例第17条第3項の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。 (1) 条例第7条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等(以下この項及び第6項において「休日等」という。)が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)中に勤務することを命ぜられ、条例第19条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等(職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)第3条第2項に規定する週休日の振替等をいう。次号において同じ。)により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間 ア 交替制等勤務職員(勤務時間条例第3条第3項の規定により週休日(同条第1項に規定する週休日をいう。ア及び第6項にお	(超過勤務手当、休日勤務手当及び夜勤手当) 第9条の2 略 2 条例第17条第3項の教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める時間とする。 (1) 条例第7条第1号に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等(以下この項及び第6項において「休日等」という。)が属する週に、職員が当該休日等において勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)中に勤務することを命ぜられ、条例第19条の2の規定により休日勤務手当が支給されることとなる場合において、当該週に週休日の振替等(勤務時間条例第5条の規定により、勤務日(勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。)のうち職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年和歌山県人事委員会規則第1号)第3条第1項に規定する期間内にある勤務日を週休日(勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間若しくは3時間45分を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間若しくは3時間45分の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)により勤務時間が割り振られたとき 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる時間 ア 交替制等勤務職員(勤務時間条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた職員をいう。以下同じ。)以

いて同じ。)のほかに勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振られた職員並びに勤務時間条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められた職員をいう。<u>イ及び次号において同じ。</u>)以外の職員 (ア)・(イ) 略 イ 交替制等勤務職員 (ア) 略 (イ) 当該週の勤務時間が38時間45分に当該休日等勤務時間を加えた時間を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以上であるとき 38時間45分に当該休日等勤務時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間 (ウ) 略 (2) 略 3～11 略	外の職員 (ア)・(イ) 略 イ 交替制等勤務職員 (ア) 略 (イ) 当該週の勤務時間が38時間45分に当該休日等勤務時間を加えた時間を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分を超えるとき 38時間45分に当該休日等勤務時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間 (ウ) 略 (2) 略 3～11 略
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第26号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令

出勤簿取扱規程（昭和30年和歌山県訓令第606号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(記録事項) 第4条 勤務時間管理員は、各職員につき、次に定める事項を出勤簿に記録するものとする。 (1)～(7) 略 (8) <u>週休日等 勤務時間条例第3条第1項若しくは第4条の規定による週休日又は勤務時間条例第3条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。</u> (9) <u>代休 勤務時間条例第5条第1項の規定による週休日、同条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日又は勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日</u>をいう。 (10)～(18) 略 (記録方法) 第7条 出勤簿の記録は、次の記号により行うものとする。 (1)～(7) 略 (8) <u>週休日等 (週)</u> (9)～(17) 略 2・3 略	(記録事項) 第4条 勤務時間管理員は、各職員につき、次に定める事項を出勤簿に記録するものとする。 (1)～(7) 略 (8) <u>指定休 週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）として交替制勤務等の変則勤務に従事する職員の勤務時間条例第4条第1項に基づき定められた日をいう。</u> (9) <u>代休 勤務時間条例第5条の規定により週休日を振り替えた結果週休日となる日又は勤務時間条例第10条第1項に規定する代休日</u>をいう。 (10)～(18) 略 (記録方法) 第7条 出勤簿の記録は、次の記号により行うものとする。 (1)～(7) 略 (8) <u>指定休 (指)</u> (9)～(17) 略 2・3 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第27号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令
和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤務時間等） 第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づく職員の勤務時間等については、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 知事は、職員から勤務時間条例第3条第3項に規定する申告及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号。以下この号及び第5条において「勤務時間規則」という。）第3条の2第4項に規定する休憩時間の申告があった場合は、前2号の規定にかかわらず、勤務時間条例第3条第3項の規定により当該職員の勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。）を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振り、及び勤務時間規則第3条の2第4項の規定により当該職員の休憩時間を置くことができる。 2～6 略 （休暇） 第5条 職員は、休暇を受けようとするときは、勤務時間規則に定める手続をとらなければならない。	（勤務時間等） 第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づく職員の勤務時間等については、次の各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 2～6 略 （休暇） 第5条 職員は、休暇を受けようとするときは、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）</u>に定める手続をとらなければならない。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第3号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和7年10月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第6条関係）	別表第2（第6条関係）

名称	支給範囲	手当額
略		
用地交渉 手当	職員が現地において 公共用地の取得の交渉 の業務に従事したとき 。	日額 1, 000円 ただし、 夜間に従 事した場 合又は条 例第4条 の2第1 項第1号 に規定す る週休日 若しくは 同項第3 号に規定 する休日 等に従事 した場 合は、その 勤務1日 につき50 0円を加 算するこ とができ る。
略		

名称	支給範囲	手当額
略		
用地交渉 手当	職員が現地において 公共用地の取得の交渉 の業務に従事したとき 。	日額 1, 000円 ただし、 夜間に従 事した場 合又は週 休日等に 従事した 場合は、 その勤務 1日につ き500円 を加算す ることが できる。
略		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。